

基本給等の支給細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和4年10月19日学長裁定)

基本給等の支給細則の一部を改正する細則

基本給等の支給細則(平成16年学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。
 ※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(基本給の日割支給)</p> <p>第4条 職員が給与期間の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の基本給は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合</p> <p>(2) 育児休業<u>若しくは出生時育児休業(以下「育児休業等」という。)</u>を始め、又は育児休業<u>等</u>の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(3) 自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業<u>等</u>をし、又は停職にされている職員が、基本給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の基本給をその日以後において職員の請求により、事務処理上できる限り速やかに支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(勤務時間の報告の手続き)</p> <p>第6条 国立大学法人旭川医科大学における勤務時間管理に関する細則に規定する勤務時間監督者は、自身が管轄する各部署等の職員</p>	<p>(略)</p> <p>(基本給の日割支給)</p> <p>第4条 職員が給与期間の中途において次の各号の一に該当する場合におけるその給与期間の基本給は、日割計算により支給する。</p> <p>(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合</p> <p>(2) 育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(3) 自己啓発等休業を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合</p> <p>(4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合</p> <p>2 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、育児休業をし、又は停職にされている職員が、基本給の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の基本給をその日以後において職員の請求により、事務処理上できる限り速やかに支給する。</p> <p>(略)</p> <p>(勤務時間の報告の手続き)</p> <p>第6条 国立大学法人旭川医科大学における勤務時間管理に関する細則に規定する勤務時間監督者は、自身が管轄する各部署等の職員</p>

に係る勤務時間の結果について、就業管理システムを通して、又は就業管理システムでは管理していない職員については紙媒体の提出（以下「就業管理システム等」という。）により、総務部人事課に報告するものとする。

- 2 総務部人事課担当者は、就業管理システム等の情報を元に、一給与期間毎に勤務時間報告書を作成する。
- 3 勤務時間報告書には、その一給与期間につき、次に掲げる事項を記入するものとする。
 - (1) 超過勤務命令簿等に記載されている超過勤務、休日手当の支給される日の勤務及び夜間勤務については、それぞれの勤務に対する手当の支給割合別の合計時間数、宿日直勤務については、その支給額区分別の回数
 - (2) 出勤簿に記載されている介護休業、育児部分休業及び欠勤の時間数並びに育児休業等期間の日数
(略)

附 則

この細則は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第4条および第6条第3項第2号の規定は、令和4年10月1日から適用する。

別紙様式（第3条関係）

(略)

【改正理由】

新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。

に係る勤務時間の結果について、就業管理システムを通して、又は就業管理システムでは管理していない職員については紙媒体の提出（以下「就業管理システム等」という。）により、総務部人事課に報告するものとする。

- 2 総務部人事課担当者は、就業管理システム等の情報を元に、一給与期間毎に勤務時間報告書を作成する。
- 3 勤務時間報告書には、その一給与期間につき、次に掲げる事項を記入するものとする。
 - (1) 超過勤務命令簿等に記載されている超過勤務、休日手当の支給される日の勤務及び夜間勤務については、それぞれの勤務に対する手当の支給割合別の合計時間数、宿日直勤務については、その支給額区分別の回数
 - (2) 出勤簿に記載されている介護休業、育児部分休業及び欠勤の時間数並びに育児休業期間の日数
(略)

別紙様式（第3条関係）

(略)